

平成25年度「滋賀県産業安全の日」実施要綱

滋 賀 労 働 局

1 趣旨

当局においては、平成3年に11月15日を「滋賀県産業安全の日」と定め、これまでの各種の取組により、滋賀県民の労働災害防止についての意識の高揚を図るとともに、事業場における労働災害防止活動を推進してきたところである。

しかしながら、県内の休業4日以上死傷災害は、平成22年から3年連続して増加しており、平成24年は前年比113人増加の1,454人となっている。

また、業種別の内訳では、従来大きな比重を占めていた製造業及び建設業に加え、第三次産業の占める割合が年々増加しており、業種を問わず労働災害防止に向けて各業種の特性に応じた自主的な取組が重要となっている。

そこで、今年度は、労働災害を発生させない職場づくりのため、各業種に適応したリスクアセスメントの効果的な実施等による自主的な安全活動の取組を広く推奨し、さらに、同時期に「滋賀県産業安全の日無災害運動」を展開し、労働者を支える家族を含め、広く滋賀県民の産業安全に対する意識の高揚を図ることとする。

2 滋賀県産業安全の日	11月15日
準備期間	11月1日～11月14日
改善期間	11月16日～11月30日
無災害運動期間	11月1日～11月30日

3 主唱者

滋 賀 労 働 局 ・ 各 労 働 基 準 監 督 署

4 協賛者

公益社団法人滋賀労働基準協会
建設業労働災害防止協会滋賀県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会滋賀県支部
一般社団法人日本ボイラ協会京滋支部
一般社団法人日本クレーン協会滋賀支部
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会滋賀県支部

5 実施者 県内の事業場

6 主唱者及び協賛者の実施事項

次の事項を重点に実施する。

- (1) 滋賀労働局長による安全パトロールの実施
- (2) 「滋賀県産業安全の日」及び「滋賀県産業安全の日無災害運動」の広報啓発
- (3) 事業場における安全に対する意識を高めるための施策の展開及び事業場に対する指導援助

7 事業場の実施事項

次の事項を積極的に推進する。

- (1) 準備期間中に実施する事項
 - ① 「滋賀県産業安全の日」の横断幕及び立て看板等の掲示
 - ② 「滋賀県産業安全の日」に関する行事の準備
 - ③ 安全基準や作業手順の総点検
 - ④ リスクアセスメントの実施
- (2) 「滋賀県産業安全の日」に実施する事項
 - ① 経営トップによる安全に対する意識を高める意思表示
 - ② 経営トップによる安全衛生パトロールの実施
 - ③ 安全に対する取組についての労働者の家族に対する周知
- (3) 改善期間に実施する事項
 - ① リスクアセスメントの実施結果に基づく改善計画の策定及びその実施
 - ② 安全基準や作業手順の周知及び遵守状況の確認
- (4) 無災害運動期間に実施する事項
 - 労働災害を発生させない職場づくりのため、各業種に適応したリスクアセスメントの実施等の自主的な安全活動の取組